

人権を侵害されたら（人権侵害の被害を受けた方へ）

人権侵害とは？

差別的取扱い、暴行・虐待、いじめ、いやがらせ、プライバシー侵害、セクシュアルハラスメント・・・などいろいろな人権侵害があります。

法律に違反した行為に限らず、憲法や人権に関する条約、世界人権宣言などに反するような行為であれば、人権侵害といえます。公務員による職務執行に伴う人権侵害もあれば、私人間での人権侵害もあります。

被害の申告をしてください

迅速に対応します。

人権を侵害されたら・・・

法務局・地方法務局及びその支局に

被害の申告をしてください

申告先は、全国にある法務局・地方法務局及びその支局に設置している人権相談の窓口です。例外的な場合を除き、速やかに救済手続を始めます。

法務局・地方法務局が講じる救済措置とは？

- 援助**・・・被害の救済・予防のための法律上の助言や、関係する機関への紹介などをします。
- 調整**・・・相手方との話し合いを仲介します。
- 要請**・・・被害の救済のために実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執るよう求めます。
- 説示**・・・相手方に対し、人権侵犯をやめるよう注意します。
- 勧告**・・・人権侵犯の事実を摘示し、文書で必要な勧告をします。
- 通告**・・・関係行政機関に対し、適切な措置を執るよう求めます。
- 告発**・・・刑事訴訟法の規定により告発します。

救済手続終了後は、処理結果を通知し、その後の状況を見守りながらアフターケアをします。

被害救済の流れ

被害の申告

法務局・地方法務局及びその支局

調査

侵犯事実を認定

認定できない場合もあります

救済のための措置

いろいろな措置があります。人権尊重のための啓発も行います。

処理結果通知
アフターケア



人権イメージキャラクター
人KENもも君・人KENあゆみちゃん